

平成 21 年度「省エネルギー計測監視等推進事業」

メール質疑応答 1

区分	質問	回答
申請	1 事業で同一企業の他店舗（たとえばコンビニやスーパーなど）の申請は可能か	可能です。
事業内容	機器設置の確認は確定検査と別日程で実施されるのか。	別日程で実施する予定です。
事業内容	交付決定後の事業説明会はどこで、どのような内容を行うのか。	場所は東京で、事務手続き等に関してご説明する予定です。
申請	計測装置、データ転送・受信装置のほか、省エネのための制御装置（たとえば、人感センサー、CO ₂ 濃度計など）は補助対象になるか。	公募要領 p. 5 の 1 行目に記載の通り、基本機能以外の機能については不可分離的に有し、かつその機能が本事業上有効である場合には補助対象となります。個別の装置の可否については、その機能が本事業上有効であるか否かの判断は第三者委員会で行われますので、ここではお答えできかねます。
申請	事務所・デパート・ホテル・病院・その他とあり、その他には中小工場等と記されているが、中小企業の定義としてはエネルギー管理という観点で考えてよいか。例えば、資本金とエネルギー管理の切り口として「資本金 5 億円」「エネルギーは第 1 種、第 2 種、その他」で分けている。今回の対象先として、想定されているのはどのような切り口なのか。	今回の補助事業において、中小工場の定義は特に定めておらず、規模等による申請資格の制限は設けておりません。 （「公募説明会（訂正回答及び保留分）問答集」参照）
申請	今回の公募要領の中に補助対象事業者は 20 事業者、計測対象施設は約 1000 施設とありますが、これは約 50 の施設を持つ 1 事業者を対象として想定されているということか。	事業者あたりの施設数については、明確な数を決めているわけではありません。省エネ診断事業者が申請者となり、同業種の複数の顧客（建築主等）をまとめて申請される場合は、顧客（建築主等）ごとに申請書を作成し、連番を付して申請してください。

区分	質問	回答
	<p>また省エネルギー診断事業者が申請する場合、個別の顧客をまとめて 1 申請（連番で個別申請書） とすることは問題ないか。</p>	
申請	<p>今回の補助事業は、改正省エネ法対応の補助金のように思われるが、そういった複数事業場をもつ企業単位の計測事業のほうか、採用される可能性は高いのか。</p>	<p>採用される可能性についてはお答えできません。今回の事業では、1 申請に複数の計測対象施設を有している申請を想定しておりますが、1 申請に単独の計測対象施設の場合も審査対象外とするものではございません。なお、審査の基準は公募要領 4-1（1）をご参照ください。</p>
申請	<p>工場等の産業用顧客について採用される可能性はあるのか。</p>	<p>公募要領 p.2 に記載のとおり、業種分類「その他」に中小工場を含みます。</p>
申請	<p>「ガス、電力、熱(冷水・温水・蒸気など)、用水などのうち、計測対象とするエネルギー使用量をメーターごとの・・・」とあるが、電力のみの「計測」「省エネ診断」でよいのか。</p>	<p>計測対象のエネルギー種類は、計測対象施設のエネルギー使用状況等よりご判断ください。なお、エネルギー計測装置を用いないエネルギー種類・用途およびエネルギー計測を行わないエネルギー種類・用途が存在する場合は、様式 2 補助事業計画書の 2-2 および 2-3 に、該当するエネルギー種類・用途とその理由を記載してください。</p>
申請	<p>(a) 20 業者で 1000 箇所の測定予定とされていますが、これによりると、一業者あたり 50 箇所程度となる。この測定ポイントは 50 箇所より多くてもよいのか。また、多いほど、好意的に見てもらえるのか。</p> <p>(b) 業種の区分が示されているが、一つの事業者が 9 分類すべてを測定点として持たなくてはならないのか。あるいは、ひとつの業者は、ひとつの業種のみ測定を行うのか。あるいは、適当に業種が混在してもよいのか。</p>	<p>一事業者あたりの測定箇所数については、明確な数を設定してはおりません。また、測定箇所数と審査基準との関係についてはお答えできません。審査項目については、公募要領 4-1（1）をご参照ください。申請は建築主等单位でされるため、一つの申請に対し一業種の場合が多いと想定しておりますが、一申請に複数の業種が含まれることを否定するものではございません。また、省エネ診断事業者が複数の業種にわたる申請を行うことも否定しておりませんが、同時に一つの業種だけの申請も否定いたしません。また、一つの省エネ診断事業者が 9 分類全ての測定点を持たなければい</p>

区分	質問	回答
	か。	けないということありません。
経費	1-2(3) 補助対象経費④利益排除について省エネ診断事業者(申請者)が計測装置等の工事を行い、仕入れた計測装置等の費用及び施工外注費に対して適正利益を加算した金額にてリース会社に販売する時、リース会社への販売金額が補助対象経費になると考えてよいか。	ご質問のケースでは、リース会社への販売金額が補助対象経費になります。ただし、リース会社が申請者、その他の共同申請者と、人的・資金的関係にない場合という制約があります。
申請	省エネ診断事業者が自治体(建築主)と共同申請することは可能か。	可能です
事業内容	省エネ診断事業者が自治体と共同申請する場合、申請書に省エネ診断事業者を選定した理由を明記すれば競争入札等は必要なしと考えてよいか。	①省エネ診断事業者が申請者の場合、理由の明記も不要で、競争入札等も不要です。 ②省エネ診断事業者が申請者でない場合(外注先の場合)、自治体の調達ルールに従って下さい。なお、公募要領にあるとおり、競争入札を必須とはしていません。
経費	省エネ診断事業者が自治体と共同申請する場合、補助金は省エネ診断事業者に支払われると考えてよいか。この場合、自治体の発注金額は補助金を差し引いた金額での発注になるということよいか。	①省エネ診断事業者が申請者の場合、補助金は省エネ診断事業者が省エネ診断を行うにあたってかかった利益を含まない経費(ただし人件費のみ)に対し支払われます。支払先は申請者(省エネ診断事業者)です。 ②省エネ診断事業者が申請者でない場合(外注先の場合)、補助金は申請者(自治体と想定されます)に支払われます。発注金額は補助金を含んだ金額とし、補助金対象経費は発注金額となり、その3分の2が補助金として支払われます。
経費	大規模ショッピングモールでその中の全テナント(複数)にエネルギー計測装置を設置しモールの建築主(ビル管理会社)が監視を行う形態は、補助対象と	補助対象です。

区分	質問	回答
	なるか。	
事業内容	<p>申請書類は、建築主毎に作成するとあるが、「建築主」の定義を教えてください。</p> <p>また、1省エネ診断事業者が複数のチェーン展開している企業A（10店舗）・B（10店舗）を計測対象としている場合、申請書類は、企業A用で1部と企業B用で1部の計2部を1省エネ診断事業者がまとめて提出という解釈でよいか。もしくは、企業A企業B合わせて20部の申請書を作成する必要があるのか。</p>	<p>公募要領 p.2 「2) 建築主等」に記載のとおり、省エネルギー計測監視装置を設置し、省エネ診断を受ける者です。</p> <p>申請書類は、企業A用で1部と企業B用で1部の計2部を1省エネ診断事業者がまとめて提出してください。なおその場合は、公募要領 p.3 に記載のとおり、一括して提出するとともに所定の位置に申請者の連番を記入してください。</p>
事業内容	<p>補助金の交付までの対象経費の立替については、「補助対象事業者」「建築主」「省エネ事業者」など、立替すべき事業者について、特に規定はあるのか。</p>	<p>規程はございません。</p>
事業内容	<p>他の補助金が含まれないこととありますが、今回の対象となる経費が別の補助金の対象でないこととの解釈であり、同時期にまったく別の経費を他の補助金制度を受けているなどの場合は、対象となる経費がかぶっていないければ問題ではないとの解釈でよいか。</p>	<p>他の補助金が含まれないこととは、今回の対象となる経費が別の補助金の対象でないこととの解釈です。</p>
申請	<p>申請書の様式のなかで、年間のエネルギー使用量を記入するシートがあるが、これは直近1年間の過去実績を記載するもとの解釈でよいか。また、期間の指定はあるのか。</p>	<p>申請書の様式のなかで、年間のエネルギー使用量を記入するシートとは、様式2の1-2と理解しますが、ここには直近1年間の過去実績を記載してください。</p> <p>なお、別添2では過去3カ年のエネルギー使用量を記載してください。</p>

区分	質問	回答
申請	<p>建築主等とリース会社とが共同申請する場合、リース会社からは計測装置と省エネ診断を1社に特定して発注する予定であり、診断費用、工事費用も含めてリース料として回収する。このようなスキームは本件事業では認められるのか。</p>	<p>診断費用、工事費用含めてリース料とするスキームは可能です。</p>
経費	<p>計測機器、省エネ診断の発注は、リース会社の資本が入っている会社（50%出資、ただし非連結）へ一括発注する予定です。このとき、診断費用、機器費用ともに利益排除の対象となるか。（建築主とは資本関係は全くありません）</p>	<p>公募要領 p.6「④利益排除」に関するご質問だと思います。公募要領に記載の「申請者の自社製品の調達、または資本もしくは人的関係のある会社からの調達経費」について、その解釈を関係各所へ確認をいたしました。この場合の「申請者」には共同申請者たるリース会社も含まれるという解釈です。また、資本または人的関係とは以下の定義といたします。</p> <p>ア 資本関係 連結財務諸表において連結対象となる申請者または共同申請者の関係会社。</p> <p>イ 人的関係 次のa又はbに該当する二者の場合。ただし、a は会社の方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合 b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合</p> <p>したがって省エネ診断事業者とリース会社との関係が上記に該当する場合、①診断費用は利益排除の対象となります。②機器費用は、資本または人的関係のないメーカー</p>

区分	質問	回答
		<p>等からの購入費用には利益が含まれてよいですが、リース会社が省エネ診断事業者から購入する費用からは、省エネ診断事業者の利益排除が必要となります。</p>
事業内容	<p>「省エネルギー診断書のひな型」にもありますが、過去のエネルギー消費の実績が、2006年・2007年・2008年の3年の各消費エネルギー量を記載する形になっているが、例えば、50カ所の全ての事業所のデータが揃っていないといけないのか。それは、大変な作業になるが、例えば、直近の1年間（2008年）のみでもよいか。</p>	<p>計測対象施設が例えば50ヶ所の場合、50ヶ所全ての事業所のデータを記入してください。なお、ご質問は、別添2に関するものかと思いますが、念のために申し添えておきますと、別紙1として添付しております「省エネルギー診断書のひな型」は、本事業の成果として提出いただく、省エネ診断書の最低基準をお示ししたもので、今回の申請にご提出いただく必要はありません。</p>
申請	<p>50カ所が全て同業種の施設が前提か。</p>	<p>まず、今回の事業における1申請あたりの計測対象施設数は50ヶ所と定めてはおりませんのでご留意下さい。その上で、1申請書に対応する計測対象施設は、全てが同種の施設である必要はありません。ただし、申請書は建築主等ごとに作成いただく必要があります。</p>
事業内容	<p>補助対象事業者の事業者の定義があれば教えてほしい。</p>	<p>「補助対象事業者」とは「補助対象事業」を実施する者です。「補助対象事業」とは、ビルやテナント事業者等業務用途における複数の既築建築物等において、エネルギー計測装置の設置と省エネルギー診断を併せて実施する、という一連の「行動」のことを指します。</p>
申請	<p>省エネ診断に資するデータを用途ごとに計測する（多点）とありますが、用途ごとではなく全体（店舗など全体）1点の計測ではいけないのか。現状のエネルギー使用状況の把握という観点では</p>	<p>省エネ診断に必要なエネルギー使用状況の把握のための計測が1点で十分だと判断するのであれば、そのような申請としていただいてけっこうです。</p>

区分	質問	回答
	1点でもいいように思う。	
経費	<p>省エネ診断事業者と建築主等の共同申請の場合、省エネ診断事業者が自社製品であるエネルギー計測装置を建築主等に販売した場合（建築主が資産計上）、補助対象額は、省エネ診断事業者が建築主等に販売した金額になるのか。省エネ診断事業者が資産をもって顧客にレンタル（リース）等する場合は、利益を控除した額が補助対象額であり、その場合は共同申請になるとのことだが、レンタル（リース）ではなく販売した場合においても共同申請は可能なのか。それともその場合は建築主の単独申請になるのか。</p>	<p>省エネ診断事業者が申請者である場合は、省エネ診断事業者が建築主に販売した価格から利益を排除した額が補助対象経費となります。</p> <p>省エネ診断事業者が申請者になるか否かはレンタルまたはリースの利用とは無関係であり、あくまで省エネ診断事業者の意思によります。</p> <p>レンタルまたはリースを利用した場合は、レンタル会社またはリース会社が機器を購入することになりますので、補助金はレンタル会社またはリース会社に支払われます。</p> <p>レンタル会社またはリース会社が他の申請者と資本または人的関係のない会社であれば、補助対象経費は、レンタル会社またはリース会社が機器を購入した金額（利益を含んだ金額）となります。</p>
事業内容	<p>公募要領において、省エネルギー計測監視装置等のリース調達については記載（公募要領 P3）があるが、リース調達で無く、レンタル調達でも補助金給付の対象となるか。</p>	<p>レンタル調達でも補助金給付の対象となります。</p>
経費	<p>リース調達した場合、補助金申請後、補助金給付がリース事業者に交付（公募要領 P6）となっているが、リース事業者に交付の補助金は、リース事業者より建築主等（省エネ診断を受ける者）に還元し、建築主等には、最終的に、省エネルギー計測監視装置等の導入、初回省エネ診断書作成費用金額の 1 / 3 金額</p>	<p>リース事業者への交付の補助金は、リース事業者が受領し補助金相当額をリース料から控除することとなります。</p>

区分	質問	回答
	は負担して頂く認識でよいか。	
経費	リース事業者より建築主等に補助金を還元する場合、還元方法は、リース事業者と建築主等間で、協議し、取り決めし、還元すればよいか。	補助金相当額がリース料から控除される契約となるかは、申請時にご提出いただく契約書案で確認させていただきます。
経費	リース調達でなく、レンタル調達の場合も同じ対応になるか。	レンタル調達の場合も同様です。
事業内容	今回の公募で、リース（レンタル）調達にて、省エネルギー計測監視装置等を導入した場合、装置等は、2012/03/31 迄、建築主等は、使用しなければならない。つまり、公募利用で、リース（レンタル）調達の省エネルギー計測監視装置等の中途解約は無い認識でよいか。	リース（レンタル）調達の省エネルギー計測監視装置等の中途解約は無い認識です。
事業内容	今回の公募利用で、リース（レンタル）調達の省エネルギー計測監視装置等を、建築主等の事情によりどうしても、補助対象期間（2年目、3年目）にて中途解約しなければならない場合、既に、交付済みの補助金は、どのように対応する事になるのか。	所定の手続きで返還させていただきます。
申請	エネルギー計測装置の計測間隔について何らかの指定はあるか。	ありません。
申請	（公募案内P4）「場所等の制約を受けることなくエネルギー使用量の監視ができるシステムであれば加点ポイントとする」という一文がある。「場所等の制約を受けない」とは、どの様な意	例えばインターネット環境がある場所であれば監視が出来るのであれば「場所等の制約を受けない」とご理解ください。

区分	質問	回答
	味か。	
事業内容	公募事業に採択され、省エネルギー診断にて、設備機器更新による使用エネルギー削減が記載された場合、建築主は設備更新など何らかの義務を負うのか。	法的な義務は負いません。
申請	省エネルギー診断については無償の診断（省エネルギーセンター等）でもよいか。また建築主等自身で省エネルギー診断をするのはいか。	無償の診断でもかまいません。建築主等自身で省エネルギー診断を行うことでもかまいません。 ただし、外部委託する場合と同様、申請書 5. の実績等を記載してください。
事業内容	省エネルギー診断の具体的な内容・項目は決まっているのか。	別紙1「省エネルギー診断書のひな型」をご参照ください。最低限記載していただきたい内容・項目を例示しております。
	事業概要書（別添1）の計測対象の計測ポイント数には電気、ガス、燃料、熱、水道が記載されているが、本事業で導入するエネルギー計測装置は様々なエネルギーの測定ができることが必須なのか。（例えば電気のみでも良いのか。）	省エネルギー診断に必要なエネルギーの計測を行っていただくことを想定しております。 電気だけの計測で十分であるのご判断されるのであれば、そのような申請としてください。 なお、計測装置を用いない計測、または計測を行わないエネルギーが存在する場合は、申請書の2-2および2-3にその理由を記載してください。
経費	補助対象事業者在省エネ診断事業者が入った場合の省エネルギー診断費の積算はどのようにして行うのか。	「省エネ診断事業者の従事した社員の健保等級による人件費単価×労働時間」です。
申請	現在、本社ビル（自社ビル）の見える化を含めたBEMS工事を予定している。今回公募の補助対象に該当するのか。	業種「事務所・庁舎」として補助対象に該当いたします。
事業内容	公募要領を確認したいが以下の機器及び工事は補助対象として	1) ソフトウェア 公募要領 p.4 に記載されているアプリケー

区分	質問	回答
	<p>考えてよいか。</p> <p>1) ソフトウェア</p> <p>2) 計測装置 (マルチメーター等)</p> <p>3) 上記装置の取付及び調整工事</p> <p>4) データ送受信装置 (L o n ルータ、ネットワーク機器等)</p> <p>5) L A N 工事</p> <p>6) 計測装置からデータ送受信装置までの配線工事</p>	<p>ションシステムに該当するものであれば、補助対象となります。</p> <p>2) 計測装置 (マルチメーター等)</p> <p>公募要領 p. 1 の①に該当するエネルギー計測装置であれば補助対象経費となります。</p> <p>3) 上記装置の取付及び調整工事</p> <p>上記装置が補助対象であれば取付および調整工事も補助対象経費となります。</p> <p>4) データ送受信装置 (L o n ルータ、ネットワーク機器等)</p> <p>本事業のためだけに用いられる、データ送受信装置であれば補助対象経費となります。他目的に利用可能なものであれば補助対象経費とはなりません。</p> <p>5) L A N 工事</p> <p>既存 LAN との接続のための工事費用は対象となります。</p> <p>6) 計測装置からデータ送受信装置までの配線工事</p> <p>計測装置からデータ送信装置までの配線工事は補助対象経費となります。データ送信装置から受信装置までの配線工事は、本事業のためだけに用いられる配線であれば補助対象内となります。</p>
事業内容	<p>公募要領の 1 6 ページの年間スケジュールを確認したいが 9 月上旬の交付決定通知、事業説明会の後に発注、契約、工事を行うことが必須か。</p>	<p>先にご回答したとおり、発注、契約、工事は交付決定後とすることが必須となります。</p>
事業内容	<p>経済産業省の「国内クレジット制度ソフト支援事業」の無料省エネ診断に応募申請を予定している建築主は、今回の公募に応募できるか。</p>	<p>「国内クレジット制度ソフト支援事業」で補助または助成される経費を、今回の事業における補助対象経費として申請されなければ、応募していただいて結構です。</p>
申請	<p>現在、本社ビル (自社ビル) の</p>	<p>補助金交付決定前に発注された工事の経費</p>

区分	質問	回答
	見える化を含めたBEMS工事を予定している。 補助の交付決定が9月上旬ごろとなっているが交付決定前に工事を着工していた場合はどうなるのか。	については補助対象外となります。
申請	不動産投資信託会社からの申請について、いくつものビルや施設を持つ不動産投資信託会社から、いくつかのビル、施設の申請を考えているが、申請書はフランチャイズ展開している店舗と同様に1つにまとめて申請してもよいか。	申請書は建築主等ごとに作成していただきます。したがって、不動産投資信託会社が建築主等となる場合は計測対象となるいくつかのビル、施設を一つの申請書で申請してください。
申請	補助対象事業者を建築主等とする場合は、省エネ診断事業者を共同申請者にすることは、できるのか。	建築主等が申請する場合、省エネ診断事業者が共同申請者として申請することは想定しておりません。 p.3の表のいずれかのパターンで申請をしてください。
事業内容	共同申請者に省エネ診断事業者を申請できる場合の省エネ診断事業者とは省エネ診断業務を請負う会社でもよいか。 共同申請者の省エネ診断事業者が直接、省エネ診断をせずに省エネ診断業務を下請けさせてもよいか。	本申請に関係する省エネ診断事業者の位置づけについてお知らせいたします。 本事業の申請に関係する省エネ診断事業者は、省エネ診断を実際に行う者としてください。 「本事業の申請に関係する」とは、申請者、補助事業者から委託を受ける者（いわゆる外注の位置づけ）のいずれかとご理解ください。
申請	複数年にまたがりシステム構築するような場合、今年度分だけでも申請できるか。 次年度以降の工事分で工程上今年度設置する設備等（今年度稼働しない）も含めて今年度申請できるか。	今年度機器を設置し計測するものだけを補助対象経費としてください。 今年度稼働しない設備は補助対象外となります。 次年度以降のことについては弊社では分か

区分	質問	回答
	また次年度以降分は来年あらためて申請したいが、次年度以降も事業は継続されるか。	りかねますのでご回答差し上げることは出来ません。
事業内容	各種エネルギー計測する場合、ある程度細分化した計測が必要と考えるが、計測の細分化の度合い（設備区分ごとに各階ごと計測など）について制限や条件などあるか。	計測の細分化の度合い（設備区分ごとに各階ごと計測など）について制限や条件などはありません。
事業内容	エネルギー削減量・削減率・費用対エネルギーについて具体的な数値条件があれば教えてほしい。	エネルギー削減量・削減率・費用対エネルギーについて具体的な数値条件はありません。
審査手続	今年度の公募は今回1回限りか。秋以降に二次公募の予定はあるのか。	現在、秋以降に二次公募の予定はありません。
審査手続	公募要領の年間スケジュールでは、交付決定・交付決定通知が8月下旬～9月上旬となっている。今回の公募結果（交付決定補助事業・事業者）は、公開されるのか。公開される場合、その公開方法・時期はどのようなになるのか。	下記のとおり公開することとなっております。 公開方法：日本総研のHPで公開します。 公開時期：8月下旬から9月上旬の補助事業者決定後速やかに行います。
申請	大学を対象施設とする場合、同一敷地内にある研究棟、事務棟、実験棟、各学部棟などをそれぞれ一施設とカウントするのか、それとも同一敷地内の建物をまとめて一施設とするのか。因みに、消費エネルギー量は同一敷地内全体でまとめて計測したデータしかない。	ご質問のような施設の場合、同一敷地内にある棟ごとに一施設としてカウントすることを想定しておりましたが、エネルギー量がまとめて計測したデータしかないということであれば一施設として申請していただいても結構です。 ただしその場合は、3-4エネルギー計測システム図等で同一敷地内の複数の棟を対象とすることが分かるようにしてください。 または、それぞれの棟を別施設とカウント

区分	質問	回答
		<p>して、1-2と別添2のエネルギー使用量の項目を、合計値だけ記載するという方法でも結構です。</p>
申請	<p>大学を事業主として申請する場合、省エネ診断を外部委託すると、事業主としての人件費もゼロとなり、経費明細表に事業主の経費がゼロで、経費はすべて計測装置費や工事費、委託費だけになるが、このような経費明細でも構わないのか。</p>	<p>そのような明細で結構です。 人件費の欄は、省エネ診断事業者が申請者となった場合のみに使用します。</p>
経費	<p>リース事業者との共同申請の場合、補助金はリース事業者に交付される。とあるが、機器はリース事業者から調達し、省エネ診断は別業者に委託する場合、省エネ診断も含めてリース契約とする必要があるのか。</p>	<p>必ずしも省エネ診断費をリースとする必要はありません。 機器の費用はリース、省エネ診断費は一括で支払うという形態でも結構です（全てをリースという形態でもかまいません）。</p>
経費	<p>様式1申請書2ページ目の「記」、4(1)の補助事業に要する経費と、(2)補助対象経費の違いは何か。(1)補助事業に要する経費には、データ監視用PCなど本事業を遂行するために必要だが、それ以外の目的にも使用するために、補助対象とならない費用も合算して記載するのか。 申請書2ページ目の「記」、7(注)(1)の申請者の経理の状況～は、「別提出の事業実績参照」でよいか。 それとも様式1に別途添付する必要があるか。</p>	<p>今回の事業で調達するが、補助対象経費とならない経費(PC購入等)を含めて記載してください。 申請者の経理の状況は、公募要領p.11の3-5の表に記載の「事業実績」(直近3期分)のことです。</p>
申請	<p>補助事業に係る資金計画書は指定のフォーマットがないが、様</p>	<p>申請書9. 経費明細に近いフォーマットとしてください。(「補助金以外の経費の調達</p>

区分	質問	回答
	<p>式1の別紙1と同等でよいか。 また、補助金以外の経費の調達計画を記載することになっているが、これは、社内の環境対策予算より調達・・・などの一文でよいか。</p>	<p>計画」が付加しただけで全く同じフォーマットでもかまいません。ただし、資金計画ですので、省エネルギー診断を申請者自身が行う場合は、人件費は資金調達計画から外れます。あくまで外部に支払う資金を記載してください。)補助金以外の経費の調達計画とは、「社内の環境対策予算より調達」や「銀行からの融資」等の一文でお願いします。</p>
<p>申請</p>	<p>様式2 2 2-1 エネルギー計測ポイントの記載欄に、エネルギー種類と用途を記入する欄があるが、同様のエネルギーで用途が異なる場合（電気で、動力と照明など）は、項目を分けて記載する必要があるのか。それとも、あくまでエネルギーの種類別の記載だけでよいか。</p>	<p>同様のエネルギーで用途が異なる場合は項目を分けて記載してください。</p>
<p>申請</p>	<p>様式2 3-4 エネルギー計測システム図に記載するシステム図は、計測場所ごとで構成が異なる場合、その全てのパターンを記載する必要があるか。</p>	<p>大きく異なる場合はパターンごとに記載してください。この図はどのエネルギー種別用途を計測し、どのような手段でデータ転送をし、データ監視はどこで行うかということを一目で把握するためのものですので、エネルギー種別・用途が施設により微妙に異なる場合は、注記等をつけるなどして（例えば「ガスは一部の施設では機器による計測対象外」等）枚数を省力していただければ幸いです。</p>
<p>申請</p>	<p>別添3 エネルギー計量計画図に記載するシステム図は、様式2 3-4 のエネルギー計測システム図と同じ内容でよいか。</p>	<p>3-4 のエネルギー計測システム図とは書き方が異なりますが、内容が同じ場合があります。ただしまったく同じ内容とはならない可能性もあります。別添3は計測ポイントを正確に記載していただきますが、3-4は上記の通りひと目で把握することが目的ですので、例えば別添3の「照明コンセン</p>

区分	質問	回答
		ト」は3-4ではひとまとめとしていただいで結構です。
申請	<p>小企業が集まって協同組合を組織していますが、組合では電気を電力会社から特別高圧で購入し、各工場に高圧で配電供給する共同受配電をおこなっている。</p> <p>公募要領1-2においてビルやテナント事業者等業務用用途における複数の既築建築物等と記載されているが、同(2)※の業種「その他」には中小工場等、一部産業用用途の建物も含むとあるので、小企業の協同組合の工場群や組合事務所が公募対象となるか。</p>	<p>協同組合の工場群および組合事務所は公募の対象となります。</p> <p>なお応募の際、協同組合が公募要領に記載の「建築主等」となる場合は、組合が機器の購入および省エネ診断費の支払いを行い組合に補助金が支払われるパターンか、組合がリース料を支払いリース会社に補助金が支払われるパターンとなります。</p> <p>それぞれの工場が建築主等となる場合は、工場ごとに申請書を出していただくこととなります。</p>
申請	<p>省エネ診断事業者が補助金交付を受けた場合、診断事業者が省エネ診断機器設置工事を併せて実施する事ができるのか。</p>	<p>「省エネ診断事業者が補助金交付を受けた場合」というのは、省エネ診断事業者が申請者となった場合と理解いたします。その場合、診断事業者自身が工事を行うことは可能ですが、申請者自身から工事を「調達」することになりますので、公募要領 p. 6 の「④利益排除について」に該当いたします。したがって、工事費用は人件費として計上していただきます。</p> <p>なお、工事業業者選定にあたっては、一般競争入札または三社以上の競争入札が必要となります。</p> <p>なお、省エネ診断事業者が申請者でない、外注先の場合は利益排除の対象外となります。</p> <p>ただし、この場合も、工事委託先の選定に際しては一般競争入札または三社以上の競</p>

区分	質問	回答
		<p>争入札が必要となります。</p>
<p>経費</p>	<p>省エネ診断事業者が補助金交付を受け、100%子会社に診断機器設置工事を発注した場合、利益控除の対象となるのか。</p>	<p>公募要領に記載の「資本または人的関係のある会社」とは、以下のア、イのいずれかに該当する会社のことです。</p> <p>ア. 連結財務諸表において連結対象となる申請者または共同申請者の関係会社。</p> <p>イ. 次の a 又は b に該当する二者の場合。ただし、a は会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。</p> <p>a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合</p> <p>b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合</p> <p>したがって、省エネ診断事業者が申請者で、かつ工事を行おうとする会社が上記に該当する場合、利益排除の対象となります。</p> <p>省エネ診断事業者が申請者でない、つまり外注先の場合は工事業者が連結対象の子会社であっても利益排除の対象とはなりません。</p> <p>なお、工事業者の選定にあたっては、1. の回答と同様省エネ診断事業者の立場の如何にかかわらず、一般競争入札または三社以上の競争入札が必要となります。</p>
<p>申請</p>	<p>補助対象事業はひとつの事業所のみで監視・計測装置を導入する場合は、補助の対象にならないのか。</p>	<p>基本的には複数の事業所等の計測監視および省エネ診断を想定しておりますが、業種や業態によっては、一施設のみを対象とした申請もありうると考えております。</p> <p>したがって1施設の応募も受け付けます。</p> <p>一施設のみ申請が妥当であるか否かについては、業種の特性および普及性、省エネ</p>

区分	質問	回答
		効果等を考慮し判断いたします。
経費	補助対象経費のうち、データ転送のための通信費というのがあるが、これは、実際の電話等の通信費ではなく、事業者が設定するデータ提供サービス料金という認識でよいか。	「データ転送のための通信費」とは、データ転送をする際に、例えば携帯電話の packet 通信を利用するために発生する通信費用の事を指します。
経費	今年度分というのは、1月22日までに支払われた通信費が対象になるのか。	今年度分は、1月22日までに支払われた通信費が対象となります。
経費	省エネ診断業者と建築主との共同申請の場合においては、データの提供元が省エネ診断業者の場合、そのデータ転送のための通信費は利益控除の対象となるのか。	「データ転送のための通信費」とは、データの通信費用のことですので、支払先は NTT、KDDI 等の通信事業者を想定しております。 したがって、ご質問のようなケースは発生しないのではないかと考えます。
申請	設置済みの計測システムを使用し、省エネ診断を行い、継続していく。補助金の対象は、人件費を中心とする省エネ診断のみになるが、このようなケースは対象に含めてよいか。	本補助事業の対象事業は、「エネルギー計測装置の設置と省エネルギー診断を併せて実施する事業」となっております。 したがって、設置済みの計測システムのみを使用した省エネ診断は本補助事業の対象外となります。
事業内容	省エネ診断効果について、改善提案の中には、①すぐに実施ができる運用改善型の提案や、②少しの工事を必要とする提案、③空調機器本体の更新のように、大きな費用と時間のかかる提案があると思う。 H22年度に、①を即実施、翌年度②を実施、③については、3、4年先に実施予定とした場合、省エネ効果として記入できる範囲は、どこまでになるのか。	省エネ診断によって提案した改善事項全てです。 したがって、③空調機器本体の更新（3、4年先）まで省エネ効果として記入できる範囲です。
申請	計測対象施設情報について、年	様式2の1-2は直近（2008年のデータを

区分	質問	回答
	間のエネルギー使用量は、何年の何からの年間データを記載するのか。	記載してください)。別添2は 2006～2008年の3年間のデータを記載してください。